

## ゼロダテアートセンター東京 正会員規約

### 第1条 (目的)

この規約は、ゼロダテアートセンター東京(以下、本団体)の正会員制度の運営等について必要な事項を定め、本団体の事業活動の推進に資することを目的とする

### 第2条 (正会員)

- (1) 本団体の主旨に賛同し、事業活動の円滑な実施に協力しようとする個人もしくは団体
- (2) 文化芸術活動、秋田の地域産業活動、様々な地域交流に貢献する個人もしくは団体

### 第3条 (入会)

本規約に同意の上、入会申込書を提出し本団体の承認を得て入会するものとする

### 第4条 (会費)

正会員は、次の会費を納入するものとする

- (1) ダイヤモンド会員: 1,200,000 円/年
- (2) プラチナ会員: 600,000 円/年
- (3) ゴールド会員: 360,000 円/年
- (4) シルバー会員: 120,000 円/年
- (5) ブロンズ会員: 60,000 円/年

### 第5条 (特典・サービス)

正会員は以下にあげる特典・サービスを受けられるものとする

- (1) 本団体が管理する広告提案スペース、展示スペース、打ち合わせスペースを活用、利用が出来る
- (2) 本団体が発行、配信する情報等の媒体に、会員別種別に応じて正会員名が掲載される
- (3) 本団体や関連・協力団体等・正会員が主催するイベントの情報を得られる
- (4) 本団体や関連・協力団体等・正会員が主催するイベント参加に際し、割引や優遇サービスが適用される

### 第6条 (除名・退会)

1. 本団体は、次の各号に該当する会員を除名することができる

- (1) 本団体の事業を妨げ又は妨げようとした場合
- (2) 会費の納入を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により、本団体の信用を失わせるような行為をした場合
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- (5) 会員としての資格、権利等を他の会員又は会員証を第三者に譲渡・貸与した場合
- (6) 政治、宗教、暴力団等への勧誘、またその活動を行った場合

2. 会員が退会する場合は、あらかじめ本団体に申し出るものとする。その場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする

### 第7条 (個人情報)

- (1) 会員から取得した個人情報は、個人情報保護法の指針に基づいて取り扱うものとする
- (2) 会員は提供した個人情報に変更がある場合には、ただちに本団体に通知するものとする

### 第8条 (免責)

本団体は、会員が被ったいかなる損害に対しても賠償責任を負わないものとする

第9条（規約の改定）

- (1) 本団体は会員の事前の承諾を得ることなく本規約を改定することができ、会員は予めこれに同意するものとする
- (2) 本規約を改定した場合には、会員に対して合理的な方法により告知または通知をする

付則

この規約は、平成22年3月1日より施行する